

『令和2年度税制改正大綱(8) 国際的M&Aの租税回避にメス』

国際的な租税回避・脱税に対し、わが国は「BEPSプロジェクト」の合意事項を踏まえ累次の制度整備を行ってきたが、**今度の改正では子会社株式の譲渡等により意図的に譲渡損失を創出させる租税回避、国際的なM&Aを利用した租税回避に対処するための見直しを行う。**

子会社が配当を行うと、その純資産減少に伴い子会社株式時価が減少する一方で、受領した配当は親会社で益金不算入となり課税されない。これを利用した、子会社配当と譲渡を組み合わせた租税回避を防ぐため、50%超の支配関係を有する一定の法人(特定関係子法人)から受領する一定の配当等の額(対象配当金額)が、特定関係子法人株式の帳簿価額の10%超の場合、受取配当益金不算入制度等により非課税となる金額を、特定関係子法人株式の帳簿価額から減額することとなった。ただし、次の場合は対象外。○特定関係子法人が内国法人で、かつ設立日から50%超の支配関係(特定支配関係)発生日までの間、90%以上の株式等を内国法人・居住者等に保有されている○配当が特定支配関係発生日後に増加した利益剰余金から支払われている○特定支配関係発生日から10年を経過した日以後の配当○事業年度中の対象配当金額が2000万円以下



『国内景気、一段と不透明に 業況悪化—中小企業家同友会』

中小企業家同友会が元年12月に会員企業を対象に実施した景況調査によると、業況判断DI(好転—悪化の割合)は、前年同期のマイナス3→同13、売上高DI(増加—減少の割合)はマイナス1→同10、経常利益DI(同)はマイナス4→同11、足元の景況を示す業況水準DI(良い—悪いの割合)は0→マイナス3と、すべてがマイナス圏に沈み、その幅はほぼ2ケタに落ち込んだ。消費税率引き上げ以降、国内景気は一段と不透明になっている。経営上の問題点では「従業員の不足」が37%→37%と横ばいながら10期連続で1位。「人件費の増加」が33%→35%で2位。「民間需要の停滞」が顕著な上昇を見せ、特に製造業では39%→40%に高留まりした。経営者の声としては、「消費税の影響もあるが、千葉県の場合、立て続けに台風にやられ、関与先の被害が多く、その影響が多大」(千葉、製造業)、「生産性向上による人材不足解消のための多能工化を推進している。総務部社員による小口営業業務代行を始めた。今後も業務の3Sおよび多能工化を実践していきたい」(島根、流通・商業)、「株主の高齢化による株式買い取り。株主6人中4人20%を社長が取得。次期社長のために身軽にする考え」(富山・建設業)などが挙げられている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com